法律の現場から 111

東京オリンピック問題から見る著作権や商標

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 加藤 悠史
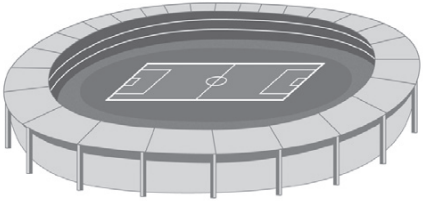
2020年に予定されている東京オリンピック。スタジアムやエンブレムなど、沢山の問題がでていますね。エンブレム盗用疑惑の報道では、著作権や商標という言葉が使われていますが、ご存じですか。商標は、主に、商品やサービスに付けられているマークのことで、三菱のスリーダイヤマークなどがこれにあたります。商標登録をしなければ保護されません。他方で、著作権は、「思想または感情を創作的に表現」したものをいい、文章や音楽や写真など創作性が認められれば幅広く著作権が認められます。権利として認められるために登録などは必要なく、作られた瞬間に権利が発生するんですね。似ているようで違うものですが、東京オリンピック問題も、そんな視点でみてみると、法律が身近に感じるかもしれません。